

工作物石綿事前調査者講習申込書兼修了考査再受験申込書

受講日	令和 年 月 日～ 月 日
申込の種類	☐ どちらか ☐ に○印
	工作物石綿事前調査者講習 終了考査再試験

上半身写真 1枚

4cm×3cm

・正面、無帽、無背景
6ヶ月以内の撮影
※コピー不可
・裏面に氏名記入
の上 のり付け

旧姓又は通称の修了証への併記を希望の方は○を入れ別紙に記入

FAX 0829-34-3014

フリガナ			生年月日	
受講者氏名			昭和・平成・令和 年 月 日 () 歳	
現住所	郵便番号		自宅電話	
	都・道・府・県		携帯電話	
			FAX	
フリガナ			ご担当者 氏名	TEL
会社名				FAX
勤務・所属先 所在地	郵便番号			

工作物石綿事前調査者講習

下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

受講 記号	○印	受 講 資 格	必要な添付書類及び (従事)経験証明
(1)		労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)		学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	実務経験 + 卒業証書の 写し又は卒業証 明書原本
(3)		学校教育法による短期大学(修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後(4)において同じ)、工作物に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	
(4)		学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4 年以上の実務の経験を有する者(3)に該当する者を除く)	
(5)		学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7 年以上の実務経験を有する者	実務経験証明
(6)		工作物に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明 + 修了証の写し
(7)		労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務を有する者	実務経験証明
(8)		建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	
(9)		環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して 2 年以上の実務経験を有する者	
(10)		労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	従事経験証明
(11)		労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	
(12)		第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物石綿事前調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者	実務経験証明 + 作業環境測定士 登録証の写し
実務 (従事) 経験証 明欄	実務(従事) 経験年数 昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで (通算 年 月)	キャタピラー教習所(株)広島教習センター長殿 受講資格にかかる記入事項に相違ないことを証明します。	
	事業所(行政機関)名 代表者氏名 所在地	社 印	代表者印

修了考査再受験

- キャタピラー教習所にて修了考査再受験申込みが可能な方とは、我社で講義を修了し、かつ、修了考査が不合格な状態であり、再受験実施日が「受講証明書」の修了考査再受験有効期限内である方が再受験可能となります。
- 修了考査再受験を申込みの際は、「受講証明書」の写しを必ず添付して下さい。「受講証明書」の添付が無い場合は、再受験を認めません。

受講者本人による署名	運転免許証	修了証	住民票	在留カード	実務証明	実施管理者印	修了証受領印又は署名
本人確認							
免除要件							

受講当日に本人(氏名、生年月日)及び免除要件確認書類は必ず原本を ご持参願います。

お客様各位へ当社は個人情報をお客さまの目的で利用させていただきます。※下記にご同意いただけない場合は窓口までお申しつけ下さい。

・受講申込書の内容及び受講資格等の確認 ・講習案内の送付 ・受講料の支払い方法、入金状況の確認 ・お客様からのお問い合わせや資料請求への対応 (R7.7)

<受講規約>

- | | |
|--|--|
| <p>1) 本人確認、一部免除要件確認ができない場合は受講できません。</p> <p>2) 申込書、一部免除申請書に虚偽があった場合は、修了証の発行後でも無効となります。</p> <p>3) 講習中の無断退去、試験時の不正行為、他者への暴力・妨害行為があると退去及び失格となります。</p> <p>4) 一旦、受講されますと如何なる理由があっても受講料の返金はできません。</p> <p>5) 受講料は前納とし受講開始日の3日前まで振込み頂けない場合は受講できません。</p> <p>6) 車検切れや不正改造の車両は構内に乗り入れはできません。</p> | <p>7) 本申込書の写真は以下の場合は不可となります。</p> <p>スナッフ写真、着帽、顔や頭の一部が欠損、デジカメ撮影、コピー印刷</p> <p>8) 悪天候及び天災により、講習日を変更する場合があります。</p> <p>9) 講習中は、携帯電話やメール使用、写真及び動画撮影は禁止です。</p> <p>10) 講習には修了試験があり、不合格時には受講証明書を発行します有効期限内には修了考査再受験が可能です。(別途受験代を要します)</p> <p>11) サンドルやスリッパなど講習に適さない服装では、受講をお断りします。</p> <p>12) 場内での事故・盗難・侵害等につきましては一切責任を負えません。</p> |
|--|--|

--	--

--	--

- この面には……
- 1、免許証等カード類は、表裏両面を原寸コピーし、上の枠内にのり付け添付してください。
 - 2、手帳タイプの証明証は、発行者名のページも必要です。
 - 3、パスポート類は原寸コピーし、のり付けはしないでクリップで添付して下さい。
- ※ 添付するコピーは記載の文字、写真、押印等が鮮明に確認出来る事。
- ※ 添付する免許証、修了証等の氏名、生年月日と申し込み書本人記載と同一である事。
- ※ この受講に必要な書類(写し)は一切貼らないで下さい。

受講要件に必要な書類の写し(コピー)

- 1、必要な技能講習修了証
- 2、大学・高校等の専門学科の卒業証明証

前調査には資格が必要です

令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。

(令和 8 年 1 月 1 日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。)

各対象工作物に対し、事前調査を実施することができる者は下表のとおりです。

<対象工作物及び事前調査の資格>

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和 2 年厚生労働省告示第 278 号、一部改正令和 5 年厚生労働省告示第 89 号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和 5 年 9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	